

4 調査対象とならなかった事例

令和元年度（2019年度）に処理した事例で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・市の仕事やそれに関わる職員の行為でない苦情（オンブズマン条例第6条）

市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に該当せず、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 訪問看護ステーションの車の危険運転 訪問看護ステーションの車両が危険な運転をしていることを当該ステーションに通報したが、なんの対応もなく不満である。

・職員の自己の勤務内容及び待遇に関する苦情（オンブズマン条例第6条（4））

「職員の自己の勤務内容及び待遇に関する事項」に該当するため、オンブズマンの調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(2) 嘱託職員の採用選考 嘱託職員の採用選考（再任）にあたって、職場の上司の態度や言動などが、不誠実で納得できない。

・オンブズマンの職務に関する苦情（オンブズマン条例第6条（5））

「オンブズマンの職務に関する事項」に該当するため、オンブズマンの調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(3) オンブズマンの職務 オンブズマンとの面談の際、オンブズマンほか職員の対応に納得できない。

・自身に直接の利害を有していないもの（熊本市オンブズマン条例第15条（2））

申立内容について、申立人自身が利害を有していないので、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(4) 道路の管理 道路の清掃や草刈りがなされていないことに対して不満である。

・ 調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例第15条（5））

苦情申立ての趣旨が不明瞭であり、趣旨を特定するために何度も連絡を行ったものの、申立人からの協力が得られず趣旨が特定できなかったため、及び申立ての趣旨が「要望・相談」であり「調査が相当でない」とオンブズマンが判断し、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(5) 障がい者の就労・生活支援 支援員の支援のあり方に不満がある。指導を求める。
(6) ごみ収集車の業務 ごみ収集車の作業員の言動に納得がいけない。必要な措置を求める。
(7) 市への土地の寄付 所有する土地を市に寄付したいので善処を求めたい。

5 調査を中止した事例

令和元年度（2019年度）に処理した事例で、調査を中止したものは次のとおりです。

内容・申立ての趣旨
(1) 障がい者手帳の申請 障がい者手帳申請の際の職員の対応が不満である。
(2) 障がい者手帳の更新手続き 障がい者手帳の更新手続きの説明が不十分であること及び個人情報の管理等について、納得できない。